

令和元年8月
丸亀市農業委員会臨時総会
議事録

令和元年8月26日開会

丸亀市農業委員会

令和元年 8月 丸亀市農業委員会臨時総会 議事録

開催日時 令和元年 8月26日(月) 午後2時～

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 13人

農業委員 13人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 2. 宮武 雅毅 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | |
| 4. 石井 廣喜 | 9. 久米 彰義 | 13. 村山 英臣 | |
| 5. 本田 昌司 | 10. 岩崎 道彦 | 14. 大林 伸嘉 | |

欠席委員 3人

農業委員 3人

- 3. 尾野 弘季
- 6. 鈴木 茂昌
- 16. 宮岡 里美

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹

事務局次長 小西 裕幸

総括担当長 近藤 光洋

議事日程

土地に関する議題

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。本日は、急な召集にも関わらず、ご参集いただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、本日の臨時総会召集の経緯を報告いたします。今月20日の定例総会におきまして保留となりました、農地転用2件につきまして、その内容について、申請者等から聞き取りしました。事業開始のスケジュール等から考えて、県へ進達が必要であって、内容と許可基準と重要性を検討した結果、今月中に審議して、県へ進達しなければならない。そのために本日、臨時総会を設けたところです。事務局としましても、議案の内容をじゅうぶん検討すべきでした。この度は、ご迷惑をかけまして、申し訳ありませんでした。丸亀市農業委員会会議規則第2条第2項に「在任委員の3分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があった時は、会長は総会を招集しなければならない」となっております。本日の配布資料は次第だけです。活動記録簿の確認です。臨時総会ですが、本日、総会の出席も、忘れずに記入してください。前総会から本日までの活動を、記入してください。または、記入されていることの確認をお願いいたします。それでは、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてください。ただいまから、令和元年度8月臨時総会を開会いたします。会長、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 皆さん、こんにちは。今日は、お忙しい中、臨時総会、皆さんのご出席をいただきまして、ありがとうございます。ただいま、事務局からお話がありましたが、8月20日の総会の農地法第5条許可申請の2件につきましては、事務局の説明では理解できないという指摘がありまして、保留となりました。その後の経過は今、事務局長が申したとおりです。前回より詳しく説明があると思います。私としましても、・・・の話がありますので、担当部長さんに話を聞きました。・・・も売上が下がってきているので、・・・を誘致することによって、集客に相乗効果を発揮するのではないかということでした。・・・主導で進めた話のようでした。駐車場とか進入路とかは、包括連携協定を結んで、お互いに利用しようということでした。

ただ今から、8月臨時総会を開会いたします。本日の出席委員は、13人でありまして、過半数が出席しておりますので、総会は成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、10番の岩崎委員と11番の平池委員さんをお願いいたします。それでは土地に関する議題に入ります。本日の提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは土地に関する議題ですが、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」となっています。よろしく願いいたします

●会長（松岡繁君） それでは、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議

題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼いたします。事前送付いたしました議案の1ページをお開きください。議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

先に議案を読み上げて、補足説明をさせていただきます。

1番、飯山町西坂元・・・合計面積4,476.52㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地 区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、飯山町西坂元・・・面積1,465㎡の内560.15㎡【議案読み上げ】

この案件は、1番で説明しました・・・駐車場を造成整備するにあたり、10トントラックが通行可能な道路を整備するため、賃借権の権利設定を行い、工事中道路の造成整備を図るものです。

申請地は農用地 区域内農地ですが、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの6ヶ月間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

●事務局長（長法秀樹君） それでは、私の方から補足説明をいたします。資料の中に土地利用計画図、全体図がありますので、ご覧ください。概ね、右半分が既存の・・・の店舗になります。下の方に計画建物（店舗）というのがあります。店舗の位置になります。前回でも説明しましたが、現在ある・・・の建物を閉店し、こちらへ移転してくるということです。現在の駐車場部分に建築するという事です。1番の方が駐車場としての、その下側に進入路と書かれているのが2番。包括連携協定を締結してしておりまして、双方の集客の時間帯がずれているので、相乗効果を狙っているようです。よろしく願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 以上2件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。詳しい議案の説明が事務局よりありました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、ご質問等はございませんか。

（挙手する者あり）

●会長（松岡繁君） はい、どうぞ。

●農業委員（西山敏彦君） こういう図面があるのなら、最初から図面を出して、審議すべきだと思います。

●事務局長（長法秀樹君） 事務局といたしましても、十分な説明資料を提示すべきだったと思います。た

だ、全ての案件になりますと、書類が多数になりますので、事前送付が難しいかもしれません。参考となる資料は、配布したいと考えております。

●会長（松岡繁君） 位置図についてですが、かなり古い地図です。周辺が水田になっているので、手書きでいいので、修正しておいてください。他にありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） 何年ぐらい、駐車場として貸すのですか。

●事務局長（長法秀樹君） 5年の賃借期間が終わって、更新したばかりだそうです。

●農業委員（宮武雅毅君） 5年が終わって、更新するのだったら、その時に図面を修正しなければならぬ。

●事務局長（長法秀樹君） 申請者側に最新の住宅地図が無いかもしれません。古い地図が提出されても、事務局で現況に近づけるように修正いたします。

●会長（松岡繁君） よろしいでしょうか。質問も以上のようなので、採決をいたします。議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」2件について、原案のとおり許可することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ご異議ないようでありますので、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」2件につきましては、原案どおり、許可することに決定いたします。その他の議題はございますか。

以上で、本日の8月臨時総会での議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

●事務局長（長法秀樹君） ありがとうございます。それでは、事務連絡です。意見書の提出について、日程が決まりましたので、お知らせします。10月1日火曜日午後2時から市長に意見書を提出します。委員の皆様には、できるだけ、ご参加ください。以上で、総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午後2時23分終了）